# NEWS LETTER Nov. 2009



### 新型インフルエンザ、妊婦や胎児に大丈夫?

(詳しくは8ページをお読みください)



#### CONTENTS

- 報告・公開学習会「どうする!増え続ける浸透性農薬ネオニコチノイドー深刻なネオニコチノイド系農薬の人体被害一」
- **⑤** 水野 玲子・《続編》消えるミツバチ 広がるネオニコチノイド系農薬の被害
- **8** 武田 玲子・新型インフルエンザワクチン、本当に接種して大丈夫?~特に妊婦に対する接種について~
- № 有害化学物質法律講座/化学物質政策基本法に向けて・第1回 消費者製品についての法規制
- 14 ニュース/シックハウス訴訟で勝訴

#### 報告・公開学習会

# 「どうする! 増え続ける浸透性農薬 ネオニコチノイド

### -深刻なネオニコチノイド系農薬の人体被害――

7月に開催したネオニコチノイドによるミツバチ被害の学習会(ニュースレター 58号にて報告)に引き続き、その第二弾として、9月13日にネオニコチノイドに よる人体被害に関する学習会「どうする! 増え続ける浸透性農薬ネオニコチノ イド~深刻なネオニコチノイド農薬の人体被害」を開催しました。

ネオニコチノイド系農薬・殺虫剤の被害の実態を日本で先駆けて調査してきた 青山美子氏(青山内科小児科医院医師)と平久美子氏(東京女子医科大学東医療 センター麻酔科医師)をお招きし、青山氏には、群馬県前橋市の青山内科小児科 病院に来院するネオニコチノイド被害によるものと見られる患者の実態について、 平氏には、ネオニコチノイドの神経伝達系への作用について、お話しいただきま した。また、黒田純子氏((財)東京都神経科学総合研究所)より、ヒト脳への影 響についてもご講演いただきましたが、これについてはニュースレター 58 号で詳 しく説明されていますので、そちらをご覧ください。以下、青山氏と平氏の講演 内容を報告します。

### 人体被害の実態~青山内科小児科医院からの報告~



青山内科小児科医院 医師 青山 美子

#### 急増するアセタミプリド被害の患者

群馬県前橋市にある青山内科小児科医院には、手 の震え、吐き気、頭痛等を訴え、不整脈等の心電図 異常を呈する患者が年間1500人~2000人以上来院し ています。このような体調異常を訴える患者が増加 したのは、2003年以降のことでした。

群馬県前橋市は、周囲を山で囲まれた谷間に位置 しており、稲作や果樹栽培が各地で行われています。 このような場所で、2003年から松林のカミキリムシ による松枯れ病対策として、従来の有機リン系殺虫 剤に代えて、ネオニコチノイド系殺虫剤のアセタミ プリドが使用されるようになりました。ネオニコチ ノイド系殺虫剤は、人への影響は昆虫に比べてごく 弱く、人体への被害は心配ないと言われてきました。 今でもそのような認識が一般的です。しかし、実際 には、アセタミプリドが原因と思われる頭痛、吐き 気、めまい、もの忘れ等を訴える患者が次々と病院 に訪れており、すでに甚大な被害を招いている有機 リン系農薬に比べても、さらに重症だと青山氏は指 摘しています。

#### 患者の症状は?

青山内科小児科医院を訪れる患者は、幼児からお 年寄りまで様々な年齢層に渡っています。そして、 症状としては、胸部症状(胸痛、胸部苦悶、動悸)、 頭痛、吐き気、めまい、もの忘れ、四肢脱力等の自 覚症状、頻脈や徐脈等の心電図異常が見られました。 もの忘れに関しては、病院に来る患者に、数日間の 朝昼晩の食事のメニューを思い出して書いてもらお うとすると、ほとんど覚えていない人が多いそうで す。短期記憶に異常が生じるため、学校で勉強した ことを覚えられなかったり、ひどい場合には会社へ の行き方がわからなくなる等のケースがあるそうで す。

また、患者の生活習慣として共通する特徴に、健 康維持に熱心で国産果物やお茶を積極的に摂取して いることがあげられます。実は、ネオニコチノイド

系農薬の残留基準は、欧米よりもかなり緩い基準値 になっています。たとえば、お茶ではEUで0.1ppm なのに対して、日本ではその500倍の50ppmの基準 値です。実際に、青山氏らの調査では、りんごでは 4.9ppm、茶葉では10~20ppm、茶飲料では2.5ppm のネオニコチノイド系農薬が検出されています。健 康にいいと思って食べていたものが実は健康被害の 主因になっていたのです。

#### 今後の対策

個人の対策としては、①お茶をやめること、②農 薬履歴を調べて、ネオニコチノイド系農薬を使って いない国産果物や、野菜を食べることが必要、と青 山氏は指摘します。

また、ネオニコチノイド系農薬の松くい虫防除を 中止する、諸外国並みに残留農薬基準を厳しくする 等の国レベルでの対策を早急に講じる必要がありま (報告:広報委員会 SA)

### 神経伝達系への作用の観点から見た人体への影響



東京女子医科大学東医療センター麻酔科医師 久美子

#### 広まるネオニコチノイド系化合物

近時、有機リン剤に代わって、ニコチン類似の構 造式を持つ殺虫剤であるネオニコチノイド系化合物 が大量に使用されています。日本では農業を始め、 松喰い虫防除として林業に、建築分野では建材の防 虫剤や床下シロアリ消毒として、あるいは家庭にお いてはペットのノミ取り剤など、広範な用途に用い られています。ネオニコチノイドの中では、アセタ ミプリド、クロチアニジン、イミダクロプリドなど が生産量の上位を占めていますが、これらの人体や 生態系へのさまざまな有害性が明らかになってきて

います。

#### ネオニコチノイド中毒の特徴と原因

中毒患者には、神経への毒性とみられる動悸、手 の震え、物忘れ、焦燥感、うつ症状などのほか、免 疫系の異常によると考えられる、喘息、カポジ水疱 様発疹症、皮膚真菌症、関節リウマチ、じんましん、 風邪がこじれるなどの症状も多く見られます。

日本におけるヒトのネオニコチノイド中毒の原因 としては、果物の摂食によるものが最も多く、茶飲 料の摂取、農薬散布などの環境曝露と野菜からの摂 取もそれに次いで多くなっています。症状を訴え受 診した患者では、果物やお茶の大量摂取群に頻脈が 多く見られ、治療の一環で摂取を中止させると頻脈 は消失します。

わが国の農産物にかかるアセタミプリドの残留基 準は、US基準の約4倍~最大25倍、EU基準の25 倍~最大500倍(ブドウ、イチゴ、茶など)も緩い 数値になっています。

#### ネオニコチノイドの殺虫剤としての特徴

ネオニコチノイドは水溶性かつ浸透性であるた め、葉や根から吸収され、植物全体にいきわたり蓄 積します。そのため野菜や果物を洗ってもほとんど 落ちることがなく、摂食と同時に人体に取り込まれ てしまいます。

また、残効性があるため、撒いてから長期間、殺 虫効果を発揮します。

植物体内でやや代謝分解されますが、その代謝産 物も毒性を持っています。ただし現在、日本ではこ の代謝産物の追跡と分析は、定量分析に必要な標準 物質の入手が困難なため、技術的にかなり難しく なっています。

#### ネオニコチノイドの作用点は主に脳とリンパ球

ネオニコチノイドは、神経伝達物質の一つである アセチルコリンの受容体のうち、ニコチン様アセチ ルコリン受容体に作用します。

受容体は5つのサブユニットで構成されています が、ネオニコチノイド自体は、サブユニットのうち のα4β2ニコチン様アセチルコリン受容体(ヒト の意識、情動、自律神経緊張を司る脳の扁桃体に存 在する) に作用します。このため、これらの受容体 への作用が、動悸、手の震え、物忘れ、不眠、う つ、自傷/攻撃などの情動、焦燥感など多様な症状 となって現れます。

代謝産物はα7ニコチン様アセチルコリン受容体 (ヒトの記憶を司る脳の海馬、および免疫を司るリ ンパ球に存在する)に作用します。このため、脳の 海馬への作用の結果として記憶障害が、またリンパ 球への作用により免疫機能が障害され、風邪がこじ れるなどの症状、喘息・アトピー性皮膚炎・じんま しんなどのアレルギー性疾患や、皮膚真菌症・カポ ジ水疱様発疹・帯状疱疹などウイルスや真菌などの

病原体による疾患、関節リウマチなどの誘因となる と考えられます。

特にアセタミプリドは、脳に蓄積する傾向がみら れ、摂取から4時間経っても脳における濃度は上昇 傾向にあります。

#### シアン中毒併発の可能性

ネオニコチノイド中毒患者はしばしばシアン中毒 (痙性麻痺など)を合併します。しかし現時点では、 アセタミプリドやチアクロプリドからどの程度のシ アンが発生するかは不明です。

#### ネオニコチノイド中毒の発生時期

有機リン剤の毒性が問題となり、それに代わるネ オニコチノイド剤の使用が増え始めた2006年頃か ら、農薬散布時に自覚症状(胸痛、胸部苦悶、動悸、 頭痛、吐き気、めまいなど)を訴える患者が増加し ました。それ以前の2004年にもネオニコチノイド剤 が散布された時期には、患者の心電図における異常 所見に、有機リン剤の散布時期と異なったパターン が見られました。

#### 終わりに

有機リン剤に代わり、ネオニコチノイド剤が広範 かつ大量に使用されていますが、人体への毒性や生 態系への影響(水中・土壌微生物相の破壊やハチ毒 性)が明らかになってきています。もちろん有機リ ン剤に戻ることは許されることではなく、今後は生 物農薬などの代替農薬、有機無農薬での栽培へと移 行するべきです。

そのためには、①農産物のトレーサビリティの拡 大と厳正化、②消費者や国、自治体による、有機無 農薬や代替農薬で生産している農業従事者への多面 的な支援、などを推進する必要があります。

(報告:国民会議常任幹事 山田久美子)

# ≪続編≫ 消えるミツバチ 広がるネオニコチノイド系農薬の被害

#### 水野 玲子 国民会議常任幹事

#### ミツバチ被害は全都道府県の半分に

欧米諸国でのミツバチ蜂群大量死(CCD)の発 生から早10年、日本でも本格的にこの問題が広がり 始めている。前々回のニュースレター(57号2頁) に概要は記したが、事態の深刻さに気付いている人 はまだ少数派だ。今年の農水省調査では、すでに21 の都道府県でミツバチの不足(2009.4時点)が報告 されている。だが、原因については、ダニ説、ウイ ルス説、農薬説、ミツバチストレス説、そしてこれ らの複合説などが挙げられているものの、ヨーロッ パ諸国でCCDの原因ではないかと禁止に追い込ま れた肝心のネオニコチノイド系農薬問題からは、目

#### ミツバチ死滅、不足、各県の対応など 北海道 ミツバチ大量死(日本農業新聞2008) 水田地帯中心に6月のイネドロオイムシ防除 青森県 7~8月カメムシ防除のクロチアニジン農薬散布 県はミツバチへの危害防止について、水稲カメムシ対策で 後にミツバチ被害2000群 ダントツ(クロチアニジン)がミツバチに悪影響を及ぼす 恐れありと注意促す 道は養蜂農家とのすみ分けを指導 2009年、ミツバチ対策会議が開催される 岩手県 山形県 700群のハチ死滅 授粉期にミツバチとマメコバチが 近隣にてカメムシ防除のために 飛ばなかった農家に人工授粉 クロチアニジン散布直後 (毎日新聞2009) (2005)岐阜県 空城里 2007年に水稲への ュースペ ミツバチ不足で1972年以来初めてりんご園で 空中散布の後にミツバチ大量死 手作業で人工授粉 (読売新聞2009) (個人養蜂家より) 鳥取県 ミツバチ大量死報道(2009) 大栄スイカ 岩手 ヒトの被害 交配に必要なミツバチ不足 栃木県 (2009)群馬県 能太県 県養蜂組合はJA全農栃木に、 松枯れ対策のために ハチ被害発生 (2003) 3 殺虫剤空中散布に慎重に 空中散布された ダントツ水溶液が原因として疑われた。 対応するように異例の要請 ネオニコチノイド 福島 県養蜂家組合調査では、2008年の一年間で (アセタミプリド) 約1900群死滅 などにより不整脈、 千葉県 / 群馬 手の震え、頭痛などの 長野 ミツバチ調達6割減 健康被害が多発した。 県は農水省に要望書提出(2009) (山梨) ミツバチ不足深刻 (読売新聞2009) 県北部で農薬が原因と見られるミツバチ大量死が発生 「ミツバチ危険被害対策連絡会議」発足(長野日報2009) 佐賀県 D ミツバチ大量失踪 ミツバチカラウイルス? (佐賀新聞2009) ※農水省調査では、日本国内の21都県でミツバチが不足し、特に茨城、鳥取、青森などの 7県では、最大1000万匹も足りないことが明らかになった。(各地の情報をお知らせください) 00

#### **花粉交配用みつばち不足状況調査** 21 都道府県、全農県本部から不足報告あり

東京都 栃木県 三重県 石川県 山梨県 福岡県 山形県 香川県 群馬県 神奈川県 熊本県 兵庫県 島根県 長野県 福島県 鹿児島県 静岡県 千葉県 宮崎県 岡山県 茨城県

農水省 生產局生產流通振興課 (2009.4.10 時点)

がそらされている。農水省で開催されているミツバ チ問題の有識者会議の議事録を見れば、そこでの議 論が、いかにミツバチの不足を補うかという需給バ ランス回復の問題に終始していることがわかる。足 りなければ、どこからか持ってくればよいという安 易な発想がそこには垣間見られ、そもそも何がミツ バチの大量死をもたらしたのか、といった疑問は伏 せられたままである。欧州での貴重な体験と対策、 フランスやドイツなどで、国民の食と農業、生熊系 を守るために、ネオニコチノイドの早期禁止に踏み 切った模範例があるにもかかわらず、日本はそこか ら予防原則を学ばずに、全国レベルでの被害拡大を まだ黙認し続けている。新聞やネットなどで筆者が 少し調べただけでも5頁のような状況であるのだか ら、実際の被害はさらに大きいことが予想される。

#### 増える生産量と出荷量―水稲用の殺虫・殺菌 剤として一

日本の農薬使用量は近年減反の影響で減少傾向に あるというものの、前述したように諸外国に比べて 断トツ多い(単位面積あたり米国の7倍)。2004年 時点で、農薬生産量全体の約7割を殺虫剤と殺菌剤 が占めている。そしてこれらの中で浸透性農薬のネ オニコチノイド系、そして、新しい種類のフィプロ ニルが最近目立って多くなってきたことには注意を 要する。よく使用される殺虫殺菌剤(殺虫剤と殺菌 剤の混合剤)の中でも、1999年には製剤生産量の上 位5位の中で1種類のみネオニコチノイド系であっ たが、わずか5年後の2004年には、イミダクロプリ ド、クロチアニジン、そしてフィプロニルが製剤生 産量の多い上位3種類に入っている。

#### 製剤出荷量の多い県でミツバチ被害?

農薬要覧によれば、ネオニコチノイド系農薬の

原体生産量としては、アセタミプリドが最も多く 272.8トン(2007年)だが、その約6割は中国など に輸出されている。そして原体を含む製剤として国 内に出荷されている製剤生産量は、アセタミプリド 製剤(約550トン)、イミダクロプリド製剤(約1100 トン)、クロチアニジン製剤(約2900トン)、フィプ ロニル製剤\*(約820トン)であり、クロチアニジ ン製剤は2002年に農薬登録された翌年はわずか1000 トン余りだったが、5年間で約3倍も国内に出荷さ れるようになった。2003年に岩手県で、近隣の農家 でカメムシ防除のためにダントツ (有効成分名:ク ロチアニジン)を農薬散布した直後にミツバチ被害 が発生したといわれている。

ネオニコ農薬の各地への出荷量とミツバチ大量死 との関連は簡単には明らかにできないが、少なくと も、この岩手県の例や北海道では、クロチアニジン の農薬散布との関連は濃厚とされている。下表に示 したように、2008年度のクロチアニジンの都道府県 別の製剤出荷量で上位5位の県は、北海道、岩手県、 宮城県、茨城県、千葉県であり、前頁の図に見られ るように、いずれの県でもミツバチの大量消滅、あ るいは、不足の事態を招いている。

#### ※浸透性農薬、殺虫剤フィプロニルとは、

フランスでは、ネオニコチノイド系農薬イミダクロプ リドとともにミツバチ大量死の原因とされ、2004年に販 売禁止となった。フィプロニルもネオニコチノイドも共 に浸透性農薬で植物内部に浸透する。神経伝達物質GA BA受容体に結合しその働きを阻害する。日本では1996 年に農薬登録。稲の育苗箱施用、土壌処理剤、ゴキブリ などの家庭用殺虫剤、犬猫のノミ、ダニ駆除用のフロン トライン(商品名)として使用されている。新しい種類 の殺虫剤で、主な商品名はプリンスフロアブル。毒性と しては、水生生物に対して非常に強い毒性があり、国際 化学物質安全性カード(WHO/IPCS/ILO)によれば、短 期暴露の影響として、中枢神経に影響をあたえ神経過敏、 痙攣などが生じることがある。環境に有害な場合があり、 鳥類、ミツバチへの影響にはとくに注意することが必要 である。

#### 都道府県別 製剤出荷量2007年度 多い順5位まで

HI- ~~ / I	3 7 1 7 7 3	2 20(1) H	<u>,                                    </u>		0 120, 1			
ク	ロチア	アニジン	アセタミ	ミプリド	イミダク	ロプリド	フィブ	ロニル
県	名	トン	県 名	トン	県 名	トン	県 名	トン
1位 非	比海道	708.2	1位 東京都	180.2	1位 栃木県	98.6	1位 新潟県	168.4
2位岩	当手県	369.6	2位 青森県	20.8	2位 群馬県	92.4	2位 栃木県	70.1
3位 宮	宮城県	142.6	3位 山梨県	19.6	3位 新潟県	86.2	3位 群馬県	67.8
4位 岁	炭城県	100.6	4位 長野県	15.9	4位 千葉県	41.6	4位 埼玉県	58.5
5位 升	广葉県	99.2	5位 群馬県	12.7	5位 埼玉県	38.1	5位 岐阜県	53.8

農薬要覧より作成

#### 広がる用途─人体被害にも気をつけて

9月13日に行った国民会議の公開学習会(ニュー スレター本号2~4頁)では、ネオニコチノイドの 毒性と人体への危険性について専門家から語られ た。しかしながら農薬企業は、この農薬は昆虫に選 択的に作用するから脊椎動物やヒトには影響がなく 大丈夫である、という宣伝をまことしやかにかに広 めている。しかし、すでに人体被害(群馬県)も報 告されている。前回のニュースレター(58号7頁、 黒田記事)で詳細が説明されたように、ネオニコチ ノイドの毒性は、低用量でも慢性影響があり、自律 神経、中枢神経、免疫系を含む全身に及ぶ恐れがあ る。毒性の強いニコチン類似の影響は、胎児や小児、 特に発達途上の子供の脳をも脅かすおそれがある。

ここでその危険性について再度注意が喚起されな ければならない点は、ネオニコチノイドの急性毒性 も非常に強いことである。安全な日常生活のために は最低限その知識が必要となる。厚生省管轄の毒劇 法では、化学物質の急性毒性を半数致死量(LD50) によって分類しているが、劇物や毒物はその危険性 が重大であるため、住所、氏名届、捺印、鍵のかか るところへの保管が義務付けられている。しかし、 末端の農協、一般農家、果樹栽培農家、そして私た ちの家庭で、その危険性が認識されてはいない。下 図に示したように、イミダクロプリドやアセタミプ リド、チアクロプリド、フィプロニルも劇物に指定 されているが、害虫駆除のための農薬、野菜や果物 の定植時に幅広く使用され、松枯れ対策のための空 中散布でもその一部が使用され被害者がでた。クロ

チアニジンやジノテフランは劇 物指定ではないものの、ミツバ チが大量死した事実は重く、そ れは、ネオニコチノイドは劇物 指定がない薬剤でさえ恐ろしい 影響を及ぼすことを物語ってい る。その危険性が周知されない まま、これらの農薬が私たちの 日常生活に深く浸透してきてい る。農業一般での使用はもちろ んのこと、シロアリ駆除剤とし て新築した家の床下に、ペット のノミ取りに、果物の植え付け

に、最近人気の子供と共に楽しむガーデニングや家 庭菜園の殺虫剤に、低毒性であるという誤った情報 を信じている人もいるが、この農薬の危険性を知ら ない人たちが使用し、毒が浸透した食べ物が益々私 たちの食卓に回ってくる。

#### 新しい海外の動き―英国のコープと米国の自 然保護団体

米国に本部を置く国内最大級(会員数130万人) の自然保護団体であるシエラクラブ (Sierra Club) は2008年、米国環境保護局(EPA)に対しミツバ チへの悪影響の証拠が蓄積されているネオニコチノ イド系農薬の禁止を求める要望をした。そこでは、 フランスやドイツがこれらの農薬禁止を迅速に実施 したのに対しEPAの行動が遅すぎると批判した。 さらに同クラブは、農薬の多国籍企業であるバイエ ル社やモンサント社は、最近になってネオニコチノ イドで種子処理したトウモロコシの生産に着手する 議論を始めており、それはミツバチ問題をさらに悪 化させる可能性があると懸念を表明した。このよう に国の規制が遅れている米国では、市民団体が先陣 を切ってこの問題に取り組んでいる。そして、同様 に国での規制が遅れている英国では2009年、国内最 大のスーパーマーケットであるコープ(СО-ОР) が、いち早くこの農薬を使用している農作物の販売 流通の中止を取り決めている。日本でも、国の規制 が遅れるならば、ミツバチだけではなく、人間の被 害も増えることが懸念される。生協や市民団体など の早急な対策の実施が望まれる。

### 身近で使われている浸透性農薬:ネオニコチノイドとフィプロニル

#### 林業

#### 松枯れ防止に散布

- ■マツグリーン(ア)
- ■スタークル(ジ)
- ■エコサンフロアブル(チ1)
- ■モリエートSC(ク)

#### ガーデニング 花・芝生など

- ■ベストガード(ニ)
- ■アースガーデン(イ) ■イールダー(ア)

#### 家:床下のシロアリ駆除

- ■ハチクサン(イ) ■アジェンダ(フ)
- ■タケロック(ク)など

- 稲:■ダントツ(ク) ■ウインバリアード(チ1)
- ■ベストガード(ニ)
- ■アドマイアー(イ)
- モスピラン(ア)
- 果物:■アドマイアー(イ) ■ モスピラン(ア)
- 野菜:■プリンス(フ)など

#### ペットのノミとり

- ■フロントライン(フ) ■アドバンテージ(イ)
  - ※■商品名 )有効成分

#### 有効成分名

#### ネオニコチノイド系

- (ア)アセタミプリド)★劇物
- (イ)イミダクロプリド★劇物
- (ク)クロチアニジン
- (ジ)ジノテフラン (チ1)チアクロプリド★劇物 (チ2)チアメトキサム
- (二)ニテンピラム

フェニルピラゾール系 (フ)フィプロニル★劇物

# 新型インフルエンザワクチン、 本当に接種して大丈夫?

### ~特に妊婦に対する接種について~

#### 玲子 田街 大阪大学医学部環境医学教室

最近のマスコミの報道は、今にも重症のインフル エンザにかかるかもしれないと脅迫しているようで す。インフルエンザに効くとされるタミフルやリレ ンザの有効性や安全性について不安を抱える人もあ るでしょう。結果として、新型インフルエンザワク チンができ次第何とか自分にもうってもらいたいと 考えるように誘導している様です。私が一番危惧す るのは、健康な妊婦に対するワクチン接種です。

#### 新型 H1N1 インフルエンザウイルスの特徴

抗インフルエンザ薬のタミフル、リレンザに今の ところ感受性があり、早期治療は有効です(ただし、 小児への投与や腎透析を受けている人は少量にする 必要があるなどの制約があります。妊婦については、 抗ウィルス薬の認可に際して行われた臨床試験によ ると、妊娠した動物に異常を起こすことが判明して います)。しかし、タミフルの効かない(タミフル に耐性を持つ)ウイルスがデンマーク、香港、カナダ、 大阪、山口、徳島、岩手などで出現しています。抗 ウィルス薬のアマンタジンには耐性があります。ヒ ト H1N1 亜型ウイルス (ソ連型) とは抗原性が大き く異なる(交差免疫はほとんどない)ので、現在の 季節性ワクチンは新型インフルエンザには有効では ありません。新型インフルエンザは季節性インフル エンザよりも伝播力が強いと考えられます。

#### 厚生労働省の新型インフルエンザに対する ワクチン政策の考え方

(国立感染症研究所ウイルス第3部、WHOインフ ルエンザ協力センター田代眞人氏・厚労省意見交換 会資料)

- 1. 有効性は100%ではないが、ワクチン接種を しない場合には、健康被害の危険が高い。
- 2. 予知できない副作用が出現する可能性があ
- 3. 供給量の限界がある。
- 4. ワクチン接種優先順位を決めておく必要があ
- 5. 有効性が十分に確認されたワクチンを少数者 に接種するよりも、有効性が多少不十分なワク チンでも多数に接種した方が、社会全体での流 行と健康被害に対する抑制効果は高い。
- 6. 緊急時においては、早急にワクチン接種を行 う必要があるため、十分な有効性と安全性を確 認するために時間を割くことは不可能である。
- 7. ワクチン接種による健康被害は、ある程度許 容せざるを得ない。
- 8. 以上の項目を事前に国民に対して十分に説明 し、理解を得ておく必要がある。

#### ワクチン製剤の副作用

1. 従来のインフルエンザワクチンの副作用

ショック、急性散在性脳脊髄炎、ギランバレー 症候群、けいれん、肝機能障害、黄疸、喘息発 作

#### 2. 防腐剤として使われるチメロサール

防腐剤として使われるチメロサールは、有機 水銀であり、神経に対する毒性が懸念されます。 ただし、妊婦の希望者はチメロサールが入って いない新型インフルエンザワクチンを接種する ことができます。

#### 3. 輸入ワクチンについて

輸入ワクチンには効力を高めるために、スク アレン油が添加されているものがあります。こ の副作用は、湾岸戦争症候群(湾岸戦争に従事 した兵士が罹患した、関節炎、繊維筋痛症、リ ンパ節腫脹症、発疹、慢性疲労、脱毛、頭痛、 呼吸困難、記憶障害、SLEなど)に似た症状 が現れるとされています。

製薬会社は、緊急時であるとして、副作用に ついて免責をもとめています。輸入ワクチンに ついて200人の臨床試験が予定されていますが、 この数はあまりに少なすぎます。

#### 妊婦に対するワクチン接種の安全性は 確かめられているのか

US-ACIP (アメリカ免疫ワクチン実施勧告 委員会)は、歴史的に妊娠中のワクチン接種につ いて懐疑的で、「妊娠中のワクチン接種の安全性に ついては、追加のデータが必要」としてきました。 2007年までは、「妊娠女性に接種した時に、胎児に 対して危害を加える、あるいは、生殖能力に影響す るかは不明である」と警告し続けてきました。とこ ろが、2008年の記述はもっと肯定的な結論に改変さ れており、「入手できるデータは、インフルエンザ ワクチンは、妊娠女性に接種した時に、胎児に対し て危害を加える、あるいは、生殖能力に影響するこ とはないことを示している」と変換しています。こ のちがいは重要です。ワクチン接種の安全性につい て、「危害にたいする証拠がない」と「危害を与え ないという証拠」は全く異なります。後者の表現を 可能にするには、非常に多人数についての追跡調査 が必要です。妊娠は必ず分娩に至るものではなく、 初期に原因不明の流産がおこることがあります。こ

れを自然流産といいます。自然流産率は15%とい われています。ワクチン接種により1000人あたり 1人自然流産が増す(0.1%増す)ことを示すために は、(接種した妊婦200万人とコントロールの妊婦 200万人あわせて) 妊婦400万人が必要です。このよ うな調査は見あたりません。今回の妊婦に対するワ クチン接種は大規模な臨床試験といってもよいので す。

日本でも(季節性)インフルエンザワクチンの効 能書には、「妊婦の接種に関する安全性は確立して いないので、妊婦または、妊娠している可能性のあ る婦人には、接種しないことを原則とし、予防接種 上の有益性が危険性を上回ると判断される場合のみ 接種すること」となっています。では、今回の新型 インフルエンザの場合、有益性が危険性を上回るの でしょうか? 今回の新型インフルエンザの場合、 特に妊娠初期では、否です。新型インフルエンザ の先進国における死亡率の予測値は、当初メキシコ のデータから予想された0.4%よりずっと低いのです (euro surveillance Vol.14,issue 26,2 July 2009)。 そ れによると、カナダの新型インフルエンザのデータ からの予測値は0.0004%から0.003%で、アメリカに おける季節性インフルエンザからの(65歳以下の) 予測死亡率(0.004%から0.06%)よりも低いのです。 予測値はもちろん様々な制約があるとかんがえられ ますが、もし、死亡率が増えている国があるとした ら、その原因を明らかにし、改善に努めることが必 要です。

#### インフルエンザワクチンが胎児に及ぼす リスクの可能性

胎児死亡とインフルエンザ罹患の関係は古く、 1918年から1919年のスペイン風邪の時に妊娠の停止 があったと報告があります。しかし詳細な検討の結 果は、胎児死亡と母体のインフルエンザ罹患は関係 がみられないということでした。NACI、ACI Pともに、妊婦にワクチン接種を勧める理由として、 胎児死亡を減らすためとは言っていません。1957年 のインフルエンザの世界的大流行の時に妊娠初期と 中期でインフルエンザに罹患した患者の出産した子 供が、何十年もたった後、統合失調症の発症と関係 していると報告され、長い論争が続きました。2004 年に、母親のインフルエンザ抗体を計測し子供の 統合失調症との関係が調べられました。その結果、 母親が妊娠第一期にインフルエンザに罹患すると、 オッズ比※17 (95%信頼限界0.7-75.3) で統合失調 症に罹りやすくなり、第二期ではオッズ比1.1 (95% 信頼限界0.3-3.9)、第三期ではオッズ比1.1 (95%信 頼限界0.5-2.6) でした。妊娠第一期と二期を合わせ るとオッズ比は 3.0 (95%信頼限界0.9-10.1、p=0.052) でした。動物実験で確かめられたのは、この異常は、 ウィルスそのものによるのではなく、母体がウィル スに対して行う、免疫反応が引き起こすものである ことがわかったのです。インフルエンザワクチンは、 母体に抗体を作るのが目的です。この抗体が胎児の 神経細胞を攻撃し胎児の神経系に異常をきたすこと は十分考えられます。妊娠中に服用した薬が何年も 後になって異常を引き起こしていることが判るとい うことは、流産防止剤DESの事件を思い出してみ れば明らかです。

#### 妊娠と免疫

私たちの体は、自己以外と自己を厳密に区別して いて、自己以外を攻撃するようになっています。こ れが免疫です。妊娠は自分の胎内に他者が存在する 特殊な状態です。胎児が攻撃されないように、妊娠 中は免疫を低下させて胎児が排除されるのを防いで います。しかし、免疫力の低下は妊娠週数によるの です。妊娠40週を三つに分けると第一期(4週から 15週まで)では、非妊時とかわらず、第二期(16週 から27週まで)には少しずつ低下し、第三期(28週 から39週まで)にはさらに低下し、分娩直前に最低 となり分娩後再上昇します。死亡が報告されるのは

第三期が最も多いのです。

アメリカで、2009年4月半ばから6月半ばの間に 新型インフルエンザでなくなった妊婦は、6人です。 その内訳は、妊娠11週1人、妊娠27週1人、妊娠30 週1人、妊娠32週、妊娠35週1人、妊娠36週1人と なっています。妊娠11週の人は血栓の出来やすい素 因の持ち主でした。その他の人も2人が病気をもっ ていました。ブラジル、メキシコでの妊婦のインフ ルエンザによる死亡の詳細は不明です。しかしこれ らの国では妊産婦死亡率はとても高いのです。

妊産婦死亡は日本では、2004年には出生10万人に 対し4.8人、2008年に10万人に対し3.6人です。ブラ ジルでは10万人に対し260人(2000年)でした。メ キシコでは50.2人(2003年)です。それに対し妊産 婦死亡が3.8人(2004年)と低いオーストラリアで は、冬が過ぎたあとの妊婦の死亡(妊娠時期の詳細 は不明です)は4人と少なかったのです。オースト ラリアでは新型インフルエンザの死亡率は当初の予 想(諸外国における平均値)より低かったのです。 死亡が少ないはずの日本で、脳症で死ぬ人が多いと すればその原因も検討すべきです。ボルタレンなど の解熱剤の乱用によるサイトカインストーム※2が 起こって、そこにタミフル等の脳に影響を与える抗 ウィルス剤を投与したために心呼吸停止がおこるこ とが原因ではないかなど、インフルエンザの経過の 取り扱いの差異を詳細に検討する必要もあります。

メキシコでは、人口の50%は医療保険に入れず、 インフルエンザにかかったとしても医療を受けられ ない人がたくさんいます。この人たちは、栄養状態 も悪く、免疫力も低下しているでしょうし、薬局で ボルタレンなどの解熱剤を買う以外に方法はないの

#### 新型インフルエンザにより志望した妊婦の週数(2004年 4 ~ 6 月、アメリカ)

第1期												第 2	2期							
				4	~ 15	W									16~	27W				
4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
						1														

#### 妊産婦死亡率(10万人の出生あたりの妊産婦死亡数)

国	日	本	メキシコ	ブラジル	アメリカ	オーストラリア カナタ		
年度	2004	2008	2003	2000	2002	2004	2003	
妊婦死亡率(人	4.8	3.6	50.2	260	9.4	3.8	6.9	

です。

#### 妊娠初期の器官形成期は ワクチンをさけるべきです

新型インフルエンザの蔓延が始まったメキシコで は妊婦の死亡が例外的に多いと報告され、日本でも 妊婦は優先的に新型インフルエンザワクチンを接種 することになりました。

日本では、おそらく妊婦の死亡は妊産婦死亡率が 日本よりやや低いオーストラリアに比べれば少し高 いかもしれません。しかし、ブラジル、メキシコに 比べればずっと少ないことが予想されます。ですか ら、「妊婦の接種に関する安全性は確立していない ので、妊婦または、妊娠している可能性のある婦人 には、接種しないことを原則とし、予防接種上の有 益性が危険性を上回ると判断される場合のみ接種す ること」という厚生労働省がとってきた今迄の原則 を変えるべきではありません。しかしながら10月18 日厚生労働省は、季節性と新型のインフルエンザワ クチンについて「妊婦へは原則接種しない」として いた添付文書の「接種上の注意」の記載を削除する ことを決めたのです。

#### ワクチンは治療薬ではありません

ワクチンは、治療薬と異なり、健康な人に一律に 接種するものであり、発病したときに用いる治療薬 よりも、長期、短期にわたる副作用が少ないことを 前提にすべきです。とくに器官形成期である妊娠初 期のワクチン接種は現在のところさけるべきです。

※1 オッズ比とは、その関連の強さの指標で、オッ ズ比が高いほど、その因子と病気の関連性が高いこと を示します。疫学研究における95%信頼区間とは、オッ ズ比などが95%の確率で存在する範囲を示しています。 また、その範囲(95%信頼区間)の上限を上限値、下 限を下限値と言います。

※2 サイトカインとは、人間の体の中で作りだされ る分泌因子で、免疫細胞、つまり白血球やリンパ球の 働きを強めたり弱めたりして調節するものです。免疫 を最適に保って、外敵を攻撃して体を守ってくれるの です。この免疫の最適バランスが崩れて、たくさんの 種類のサイトカインが過剰に放出され、免疫細胞が一 斉に活性化され、自分自身への攻撃がおこる。それが サイトカインストームです。



			第3期										
							28~	39W					
26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
	1			1					1				1

# **上学物質を規制する**

### 化学物質政策基本法に向けて

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議は、「化学物質政策基本法を求めるネットワーク」(ケミネッ ト)の参加団体として、「化学物質政策基本法」の制定に向けた活動をしています。

詳しくは、http://www.toxwatch.net/cheminet/index.htm をご覧下さい。

なぜ基本法が必要なのかを皆さんにより深く知っていただくために、有害化学物質を規制する法制度 をこれからシリーズで学んでいきたいと思います。有害化学物質を規制する法制度には多種多様なもの があり、とても複雑です。今回は、消費者製品(家庭用品)を規制する法律について見ていきましょう。

#### 第1回 消費者製品についての法規制

Q 消費者製品(家庭用品)を規制する法律にはど のようなものがあるのでしょうか?

A 消費者製品 (家庭用品) に関しては、有害化学 物質に関する法制度と、表示に関する法制度の二つ に区別して考えることができます。

前者で主要な法律が、「家庭用品規制法」(正式名 称は「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する 法律」)です。その他に、薬事法、食品衛生法等によっ て規制されているものもあります。

後者の表示についても複数の法律が関わっていま すが、主な法律としては、「家庭用品品質表示法」 があります。

今回は、特に家庭用品規制法について見ていきま しょう。

#### Q 家庭用品規制法の制定経緯は?

A 1960年代半ばに、衣料品や洗剤による健康被害 が社会的にクローズアップされるようになりまし た。これを受けて、1970年に、科学技術庁が「衣料 処理剤に関する基礎調査資料」を発表、1971年には、 厚生省が「日用品等に含まれる化学物質の健康に 及ぼす影響に関する研究 | (豊川レポート)を行い、 柔軟剤や蛍光漂白剤による健康被害の実態が明らか になりました。そして、有害物質を含有する家庭用 品を規制するために、1973年に家庭用品規制法が制 定されました。

#### Q 家庭用品規制法の規制の対象は?

A 家庭用品規制法は、主として一般消費者の生活 の用に供される製品を「家庭用品」と定義していま す。そして、家庭用品に含有される物質のうち、水 銀化合物その他の人の健康に係る被害を生ずるおそ れがある物質として政令で定める物質を「有害物質」 として様々な規制を行っています。現在、20物質が 有害物質として指定されています (次頁参照)。

一方、薬事法、食品衛生法などで規制されている 製品については、対象外になります。

#### Q 家庭用品規制法ではどのような規制ができるの でしょうか?

A 大きく分けて、次の4つの規制があります。

#### ①家庭用品の基準の設定

厚生労働大臣が、保健衛生上の見地から、家庭用 品を指定し、それについて、有害物質の含有量、溶 出量又は発散量に関する必要な基準を定めることが できます。

#### ②販売等の禁止

①の家庭用品の基準に適合しない家庭用品の販売 等が禁止されます。

#### ③回収命令

以下の2つの場合に、厚生労働大臣又は都道府県 知事は、家庭用品の回収命令を出すことができます。 少し複雑ですが、法律の要件を見てみましょう。

まず一つ目は、①の基準に適合しない家庭用品を 販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被 害が生ずるおそれがあると認める場合において、当 該被害の発生を防止するため特に必要があると認め るときです。①の基準に違反した家庭用品を販売し たケースがこれにあたります。

二つ目は、家庭用品によるものと認められる人の 健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該 被害の熊様等からみて当該家庭用品に当該被害と関 連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ず るおそれがある物質が含まれている疑いがあるとき です。この場合は、①の基準は要件として求められ ていませんが、人の健康被害が現実的に発生してい る必要があります。つまり、健康被害が生じるおそ れがあるという段階では、回収命令を出すことがで きません。この問題については後で詳しく検討しま しょう。

#### ④立入検査等

厚生労働大臣又は都道府県知事は、家庭用品規制 法を施行するため必要があると認めるときに、事業 者に対して、必要な報告をさせたり、立ち入り、検 **査、質問、家庭用品の収去をすることができます。** 

質については、有害物質として指定することが必要 です。

#### ②なかなか出せない回収命令

回収命令に厳しい要件が課せられているため、緊 急時に迅速に回収命令を出すことができません。た とえば、2005年に子ども用の金属アクセサリーに高 濃度の鉛が含有されていることがわかり、アメリカ やカナダはすぐに回収に乗り出しました。しかし、 日本では、これを取り締まる法律がなく、家庭用品 規制法の要件にも適合しなかったため、迅速な対 応をとることができませんでした。結局日本では、 2008年になってようやく食品衛生法の規格基準を改 正するというかたちで対処しました。

#### ③規制の穴をどう埋めるか

有害物質を指定した上で基準を設定するというし くみをとる以上、規制の網から抜け落ちてしまう物 質がどうしても出てきてしまいます。現在は、その ような物質については、業界の自主基準等の任意の 基準や手引きで対応しています。しかし、健康被害 防止のために必要なものについては、任意の取り組 みではなく、法律に基づく規制が必要です。

#### Q 家庭用品規制法にはどのような課題があります か?

A 化学物質政策基本法との関係では、 主として次の3つの課題があげられま す。

#### ①限定的な有害物質

まず、この法律が施行されてから36年 も経っているのに、いまだに指定されて いる有害物質が20物質しかないという ことです。これまでこの法律に基づいて 120余りの物質を検討してきたそうです が、それが直接の規制には結びついてい ないようです。どのようなプロセスで有 害物質を指定するのかを明らかにすると ともに、そのプロセスを透明化させ、様々 なステークホルダーの参加による指定を 実現すべきでしょう。

また、予防原則の見地から、人の健康 や環境に悪影響を及ぼすおそれのある物

#### 家庭用品規制法の「有害物質」(20物質)

	体状のもの(製剤た	物トリプチル錫化合物有機水銀化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生パンド、衛生パンツ、手袋及びくつした家庭用接着剤家庭用塗料家庭用アックスくつ墨及びくつクリーム
ディルドリン	職能製品のグラスを しめカバー、下着、 寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物、 家庭用毛糸	テトラクロロエチレ	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤
ホルムアルデヒド		TDBPP ビス (2,3 ージプロモ ブロビル ) ホスフェ	
	寝衣、手袋、くつした	トラセン ベンゾ [a] アントラ セン	クレオソート油を含有する 家庭用の木材防腐剤及び木 材防虫剤 クレオソート油及びその混 合物で処理された家庭用の 防腐木材及び防虫木材

# シックハウス訴訟で勝訴

平成12年に新築分譲マンション(以下本件マンションという)を購入して入居した女性が、 化学物質過敏症(以下CSという)に罹患し、就労や日常生活に著しい支障が生じ、多大 な損害を被ったとして、マンション開発業者を相手どって損害賠償請求訴訟を提起しまし た。そして、本年10月1日に、東京地方裁判所において、その訴訟の勝訴判決が出されました。 この判決は、新築マンションを購入して入居した後にCSに罹患したという典型的なシッ クハウスの事案において、建材から放散されているホルムアルデヒドとCSとの因果関係 を認め、СSについて後遺障害等級11級相当と認定して逸失利益などの損害を算定した判 断が明確に示された画期的な判決です<sup>[1]</sup>。また、原告の本人尋問を原告宅の屋外で実施す るなど、裁判所が手続きを柔軟に運用して、真摯な審理を実施したという点でも画期的で した。以下に、事案の概要と判決の骨子をご紹介します。

#### 1、事案の概要

被害女性(以下原告という)が購入した本件マン ションは、鉄筋コンクリート造陸屋根10階建ての全 69戸からなる新築分譲マンションでした。原告は、 平成12年1月に本件マンションを購入し、7月から 入居を始めました。しかし、入居の2日後から、室 内の空気に異臭を感じるようになり、さらには頭痛、 味覚異常、咽頭への刺激、じんま疹等の症状が発生 しました。平成14年になると症状はさらに悪化し、 原因不明の下痢、頭痛、倦怠感などの不定愁訴が出 るようになり、同年6月に北里研究所病院において 化学物質過敏症と診断されました。

原告は、本件マンション購入時に、シックハウス 症候群にならない物件を探している旨を被告に伝え ていました(なお、東京地裁は、原告がこのような 要望を被告に伝え、被告がそれを了承していたとい う原告の主張については、具体的かつ客観性のある 質疑応答がされているとまでは認めがたいとしてい ます)。しかし、実際には、本件マンションにはF 2 等級 [2] の建材が用いられていたために、厚生省 指針値を大きく超える高濃度のホルムアルデヒドを 放散していました。

そこで、原告は、平成16年8月31日に、マンショ

ン開発業者(以下被告という)に対して法人の不法 行為に基づく損害賠償等を請求する訴訟を起こしま した。

なお、原告は、症状の悪化により本件マンション に住み続けることが困難になってしまったため、化 学物質の暴露を避けるため、平成14年12月以降、古 い戸建て住宅に移転し、現在もなおそこに居住して います。

#### 2、判決骨子

#### (1)被告の注意義務

まず、被告は、特段の事情のない限り、建物の建 築に当たっては、ホルムアルデヒドの放散が最小限 になるようF1等級の建材を用いるべきであり、や むを得ずF2等級などの建材を用いるのであれば、 その旨を購入者に開示して購入の是非を選択する機 会を与えるか、引渡前にホルムアルデヒド室内濃度 を測定して適切な対処をすべき法律上の注意義務を 負うとされました。

また、被告は、開発業者として、建物の買主やそ の建物の居住者の生命、身体及び財産を侵害しない ような基本的安全性を確保する義務を負うことも判 示されました。

#### (2)被告の過失

本件マンションが完成した平成12年時点において は、建物内におけるホルムアルデヒド室内濃度に関 する法規制は存在しませんでした。しかし、たとえ そうだとしても、マンション開発業者であれば、ホ ルムアルデヒド室内濃度について厚生省指針値が設 けられていたこと、ホルムアルデヒドの有害性、建 材の選択とホルムアルデヒド放散量との関係等の事 実は容易に知りうるものであったと裁判所は判断し ました。すなわち、被告は、等級の低い建材を使え ば、高濃度のホルムアルデヒドが放散され、その結 果ホルムアルデヒド室内濃度が看過できないほど上 昇し、健康被害が生じることを予見することができ たはずだということです。

また、被告がF1等級の建材を用いていれば、相 当な蓋然性をもってCSの発症を回避することが可 能であったとも認められました。

したがって、被告には、本件マンション開発にあ たり、 F1等級の建材を使用しなかったこと、若 しくは原告に対しF2等級の建材を使用しているこ と及びそのリスクを説明しなかったこと、また、完 成後にホルムアルデヒド室内濃度を測定して適切な 措置をとらなかったことについて過失があると認定 されました。

#### (3) 本件マンションの室内に放散されている化学 物質と原告の症状との因果関係

まず、自然科学的な因果関係については、CS自 体が未解明の部分が多いものであることから、自然 科学的証明は困難であって、本件においても本件マ ンションの室内に放散されている化学物質と原告に 発症したCSとの因果関係について自然科学的証明 がされているとは言えないとされました。

しかし、原告がCSの原因物質と接近しているこ と (場所的要因)、接近の時期と発症の時期が近接 していること (時間的要因)、原告の生活環境等か らみて他に同様の症状を生じさせるような要因が見 当たらないこと等の事情を総合すると、本件マン ションの室内に放散されている化学物質と原告の症 状との間には法律上の因果関係が存在すると認める ことができると判断されました。

#### (4) 損害

まず、本件マンションの売買代金相当額そのもの

を損害として認めることはできないものの、売買代 金およびこれに関連する費用の合計の4割にあたる 約1895万円をもって損害とすると認定されました。

次に、原告がCSによって化学物質による刺激の 少ない地域に生活することを余議なくされているこ と、そのために所得金額も低額にとどまっているこ と、現在に至るまで深刻な生活上の支障のある状態 が続いていること、現時点においてもCSに対する 有効な治療法は確立されていないこと等の事実を総 合して、原告の後遺障害は、少なくとも自賠法施行 令別表の後遺障害別等級11級1号に該当する状態で あると認められました。また、原告は、就労可能年 齢までにわたり少なくとも20パーセントの労働能力 を喪失したと認められ、その結果、原告の逸失利益 は約670万円と算定されました。

慰謝料については、700万円が認められました。



[1] これまで、CSという健康被害が認められて 損害賠償請求が認容された判決は、電気ストーブに よってCSに罹患したケースと、医療現場の消毒液 によって罹患したケースしかありませんでした。

[2] 建材は、ホルムアルデヒドの放散量の多寡に よってIAS規格等による等級が決められていま す。F2等級は、現在はF☆☆及びF☆に改正され、 最低の等級に位置づけられています。社団法人住宅 生産団体連合会は、平成10年に公表したガイドライ ンで、内装仕上材に用いる合板類をF1類までのも のとすると定めています。

(報告:広報委員会 SA)



#### ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 NPO 法人化記念 年次総会記念シンポジウム ---化学物質過敏症との関連は-「奇形タンポポの警告

あなたの家の近くに奇形タンポポが咲いていたら…。テレビ朝日「ス-パーモーニング」の特集で何度も取り上げられている奇形タンポポ問題。 奇形の花は、実は炭鉱のカナリアでした。人への影響を警告していたの です。無駄な公共事業への徹底取材でおなじみのテレビ朝日名物レポー ター玉川徹氏に、奇形タンポポと化学物質過敏症、その背後に潜む化学 物質汚染について、7年間にわたる長期取材の成果をお話いただきます。

また、ネオニコチノイド系農薬問題の続きで、なぜか世界でもダント ツに多い日本のお茶の残留農薬について、残留基準はどこで誰がどのよ うに決めているのか?基準決定のトリックを、残留基準をめぐる裁判に も係わった神山美智子弁護士からお話いただきます。

今年の国民会議の年次総会記念講演会は、NPO法人化の記念も兼ね た特別版。ぜひ皆さんのご参加をお待ちしています。

○記念講演 1 「奇形タンポポの警告 化学物質汚染列島 |

玉川徹氏(テレビ朝日「スーパーモーニング」ディレクター兼レポー ター)\*当日は、玉川徹氏の新著『化学物質汚染列島奇形タンポポの 警告』(講談社)を販売予定

- ○記念講演2「農薬残留基準は誰が決めているの?」 神山美智子氏(弁護士 国民会議副代表)
- ○報告「ここまで分かったネオニコチノイド系農薬の問題」 水野玲子(国民会議常任幹事)
- ○日時:11月28日(土)午後2:00~5:00

※午後1:00~2:00には、年次総会を行います。

○会場:総評会館(東京都千代田区神田駿河台3-2-11)

TEL: 03-3253-1771

○参加費:会員500円 一般1000円

○申し込み方法:お名前ご連絡先をご記入の上、 ファクス(Fax.03-5368-2736)か

メール (kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp) でお申し込みください。

### ◎活動報告(09/08~09/10) 8月31日 化学物質過敏症(CS)プロジェ

クトチーム会合

9月03日 CSプロジェクトチーム会合

9月10日 常仟幹事会

9月12日 化学物質政策基本法を求めるネッ トワーク (略称ケミネット) 会合

9月13日 公開学習会「どうする!増え続け る浸透性農薬ネオニコチノイド」開催

9月17日 CSプロジェクトチーム会合 9月25日 CSプロジェクトチーム会合

9月30日 CSプロジェクトチームでセミ

ナー準備作業

10月03日 化学物質過敏症国際市民セミ ナー「治療・研究の最前線」開催

10月04日 化学物質過敏症国際 NGO 戦略 会議盟催

10月08日 常任幹事会

10月10日 ケミネット会合

10月27日 CSプロジェクトチーム会合

10月28日 水銀輸出禁止共同声明を環境省 に申し入れ

ケミネット会合

#### 編集後記 広報委員長 **佐和洋亮**

この先も地球に太陽は昇ってくれるのかな? これからも恵みの雨は降ってくれるの?

僕たち人間が手にいれるはずだったものはこの 先、どうなってしまうんだろう ... 瀕死の状態の 地球が上げる悲鳴、汚れきった海辺の嘆きにもう みんなは無関心になってしまったの?

僕たち人間が世界中でどんな悪さをしたのか考え

あなたが自分の一人息子に約束した世界平和は、 いったいどうなってしまった んだい ...

大地を花々でいっぱいにする計画はどうなってし まったの?

子供の頃は未来を夢見ていたものさ。夜空の星に 熱心に願い事をしていた頃もあったよ。

けれど、今の僕には人間の進むべき道はすら判ら ない。僕たちは後戻りできないところまで来てし まったんだね。

汚れた海はこの先どうなってしまうのかな? 僕たち人間はこれからどうなるんだろう。

森に存在する多くの小道はこれからどんどん減る

僕たち人間はこれからどうなるんだろう。 世界中の赤ん坊の未来はどうなってしまうの? 彼らの日々の暮らしはどうなってしまうのかな? それとも、僕らはそれに慣れっこになってしまっ たんだろうか?

これは、この6月に亡くなったマイケル・ジャ クソンのCDに入っている「EARTH SONG」 です。

世の中に役立つとされるものも、その反面では、 有害なものがたくさんあります。このプラス・マ イナスの検証と選択が必要な時代。それがこの地 球に対するヒトの義務ではないでしょうか。

例えば、緑の山を切り開いたり、海岸の景観を 壊したりして林立する風力発電。しかし、実際に どれだけ環境に貢献しているかが不透明な上に、 低周波が近隣住民に影響を与えているといわれて います。

問題のネオニコチノイド。(農薬は農毒薬とい う人もいます)

ハウス栽培や輸入農作物への残留。土壌への汚 染や蓄積。そして作物の根を通じての吸収と、あ らゆる農作物へ浸透していることが考えられ、そ れがミツバチの死滅やヒトの神経回路を脅かし、 うつ病や発ガンなどを引き起こしている可能性が 示唆されています。

環境ホルモンの問題からクローズアップされて きた有害化学物質は、ますますこの地球に蔓延し ているのではないでしょうか。 私達の目に見え ないところで。

ダイオキシン・環境ホルモン対策 国民会議 提言と実行

ニュースレター 第59号

2009年11月発行

#### 発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策 国民会議 事務局

〒 160-0004

東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

**FAX** 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642 ダイオキシン・環境ホルモン対策 国民会議

編集協力・レイアウト PEM-DREAM